

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例の制定について

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例を次のように定める。

令和5年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例

(設置)

第1条 静岡市は、駿河湾を中心とした海洋をはじめとする地球に関する科学について総合的な理解を深める場を提供することにより、海洋に関する研究及び教育の促進並びに産業の振興を図るとともに、清水港周辺地域における海洋の文化的価値及び魅力の発信並びに海洋を媒介とした国際的な交流の促進に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム	静岡市清水区日の出町8番

(事業)

第2条 (仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム (以下「ミュージアム」という。) は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海洋をはじめとする地球に関する科学に係る実物、標本、文献、写真その他の資料 (以下「資料」という。) の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料に関する調査研究に関すること。
- (3) 資料に関する講演会等の開催に関すること。
- (4) 資料に関する知識の普及に関すること。
- (5) 他の博物館その他教育、学術又は文化に係る諸施設との連携協力に関すること。
- (6) 市民の海洋を通じた交流の場の提供及び市民の学習活動の支援に関すること。
- (7) 海洋の文化的価値及び魅力の発信による交流の促進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 ミュージアムの管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定

により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者にミュージアムの利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第5条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がミュージアムの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がミュージアムの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第6条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) ミュージアムの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のミュージアムの管理に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。この場合において、ミ

ミュージアムの管理について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、第4条及び第5条の規定は、適用しない。

（ミュージアムの管理に関する規定の整備）

- 3 この条例に定めるもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、施行日の前日までに、この条例を改正して定めるものとする。